

子どもの学習・生活支援事業の事業内容及び過去5年間の実施状況

1 生活困窮世帯の子どもの学習支援教室事業

- (1) 経緯 平成27年（2015年）4月に施行された生活困窮者自立支援法の任意事業として、平成28年（2016年）8月から実施しています。
- (2) 事業目的 貧困の連鎖を防止するため、高校進学に課題のある子供に対して、学ぶことのできる場の提供、補助学習や学習への動機付けを含めた学習支援を行い、対象者にあった高校進学及びその後の円滑な学習生活を実現することを目的としています。
- (3) 実施状況 対象者は、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生です。市内東西南北5か所の公共施設で、週に2日、1回2時間実施しています。子供2人に対して学習支援員を1人を配置し、子供の学習状況に合わせた個別指導を実施しています。
国庫補助率は1/2です。

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施箇所 (箇所)	4	4	4	4	5
利用者数 (人)	61	56	56	60	69
延べ利用者数 (人)	2,986	2,552	1,916	2,275	2,866
実施回数 (回)	384	335	323	388	473
教室1回あたりの平均利用者数 (人)	7.7	7.6	5.9	5.8	6.1

※ 令和5年6月から1教室（亥子谷教室）増設しています。

2 子ども健全育成生活支援事業

- (1) 経緯 生活保護世帯の子供の健全な育ちが得られるように、生活保護の自立支援制度の事業として平成25年（2013年）7月1日から実施していましたが、平成27年（2015年）4月に生活困窮者自立支援法が施行されたのに伴って、対象者を生活困窮者まで拡大し、同法の子どもの学習支援事業として再編成されました。
- (2) 事業目的 子供の健全な育ちが得られるよう、子供の成長段階に応じて適切な支援を行い、子供と保護者の生活環境・生活習慣・社会性を整えることで、子供の生活能力の向上ひいては成人してからの稼働能力の活用を図り、将来において貧困の連鎖を防止することを目的としています。
- (3) 実施状況 対象者は、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の0歳からおおむね18歳までの子供とその保護者です。家庭訪問などにより、困難を抱える家庭の生活指導、不登校やひきこもり状態の子供への働きかけ、高校進学や奨学金に関する支援などを実施しています。国庫補助率は1/2です。

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
子ども健全育成生活支援員による支援対象者数(人)	128	132	134	117	118